



第3編

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 基本指針見直しのポイント

国の基本指針については、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として令和5年5月に改正されました。

基本指針の主な見直しのポイントは、下記のとおりです。

基本指針見直しの主な事項
① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 <ul style="list-style-type: none">・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応・ 強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none">・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none">・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み
④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 <ul style="list-style-type: none">・ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援・ 地域におけるインクルージョンの推進・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定・ 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none">・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進・ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

基本指針見直しの主な事項

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障がい者等に対する虐待の防止

- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・ 障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他:地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 成果目標の設定

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・ 施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の成果目標

項目	数値	市の考え方
【実績】施設入所者数(A)	198人	令和4年度末時点
地域生活への移行者数	4人	(A)のうち令和8年度末までの地域生活への移行者数
	2.0%	
施設入所者の削減数	4人	(A)のうち令和8年度末の施設入所者の削減数
	2.0%	

※ 本市では、現在入所している障がいのある人の状況や入所待機者の状況を踏まえ、愛媛県の平均地域移行率を基に目標値を設定しています。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数【都道府県目標】
- ・ 精神病床における1年以上の入院患者数【都道府県目標】
- ・ 精神病床における早期退院率【都道府県目標】

■市の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回	6回	6回	6回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数						
保健関係	3人	3人	3人	3人	3人	3人
福祉関係	4人	4人	4人	4人	4人	4人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

3. 地域生活支援の充実

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・ 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	数値	市の考え方
【実績】地域生活支援拠点数	0箇所	令和4年度末時点の設置箇所数
地域生活支援拠点	体制整備	障がい者自立支援協議会や地域の関係機関と連携し、令和8年度末までに体制整備に向けて、コーディネーターの配置を含めて検討する。 拠点設置後に、運営状況の検証・検討を行う。
強度行動障がい者を有する方への支援体制の整備	体制整備	強度行動障がい者の状況や支援ニーズの把握を進め、関係機関と協議を行い、令和8年度末までに体制整備に向けて検討する。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ① 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の成果目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	6人	令和3年度に福祉施設を退所した一般就労者数
一般就労移行者数	11人	令和8年度中の一般就労移行者数

② 就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	0人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	2人	令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数

③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	2人	令和8年度において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数

④ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	市の考え方
【実績】一般就労移行者数	5人	令和3年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	7人	令和8年度において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数

⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	市の考え方
【実績】 就労移行支援事業所数	3 箇所	市内の就労移行支援事業所数
就労移行支援事業所数	2 箇所（5割）	市内3箇所の就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を2箇所とする

⑥ 就労定着支援事業利用者数

項目	数値	市の考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数	5 人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
就労定着支援事業利用者数	8 人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数

⑦ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	市の考え方
【実績】 就労定着支援事業所数	2 箇所	市内の就労定着支援事業所数
就労定着支援事業所の割合	1 箇所（5割）	市内2箇所の就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着率7割以上の事業所を1箇所とする

5. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1箇所以上設置
- ・ すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1箇所以上確保

■市の成果目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	2箇所	市内の療育体制の充実・強化を図るため、追加整備を行う
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）	構築済み	既に構築済みであるため維持継続
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	既に確保済みであるため維持継続
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置人数	9人	協議の場は設置済み。市内相談支援事業所をはじめ、障がい福祉担当課又は保健センターに配置

6. 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置（設置については努力義務）
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■市の成果目標

項目	数値	市の考え方
基幹相談支援センターの設置	検討	令和8年度末までに設置について検討する
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回	障がい者自立支援協議会において年間6回実施する
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	20事業所・機関	事例検討への参加事業所・機関数
協議会の専門部会の設置数	4部会	相談支援、就労支援、こども関係等、地域課題の解決に向けた専門部会を設置する
協議会の専門部会の実施回数	22回	専門部会の年間開催数（4部会の合計）

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

- ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用						
参加人数	0人	0人	4人	10人	10人	10人
② 障害者自立支援給付支払等システムによる審査結果の共有						
共有体制の有無	無	無	有	有	有	有
共有回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

第3章 障害福祉サービス等の見込みと確保方策

1. 訪問系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護。

■実績の推移と見込み(単位:実人数・延時間/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	実人数	160	179	183	184	192	194	196	198
	延時間	3,110	3,012	3,339	3,122	3,317	3,298	3,332	3,366
重度訪問介護	実人数	1	2	2	2	4	4	4	4
	延時間	457	568	733	937	1,410	1,876	1,876	1,876
同行援護	実人数	27	31	32	33	36	37	38	39
	延時間	656	530	601	670	769	703	722	741
行動援護	実人数	13	10	12	11	11	12	13	14
	延時間	207	103	162	95	82	168	182	196
重度障がい者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	延時間	0	0	0	0	0	0	0	0

■見込みの考え方と確保策

訪問系サービスは、新型コロナ禍の影響で利用時間が減少した年度もありましたが、障がいのある人やその介助者の高齢化の影響もあり、需要が増えることが予想されるため、全体として増加・横ばいで見込んでいます。

障がいのある人が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、サービス提供事業者等と連携して基盤整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用者が適切なサービスを利用できるよう、情報提供を引き続き行います。

2. 日中活動系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援する。
就労継続支援A型（雇用型）	企業就労等が困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援B型（非雇用型）	就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった人や一定年齢に達している人等を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労定着支援事業	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援。
短期入所	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行う。

■実績の推移と見込み(単位:実人数・人日分/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	実人数	294	316	333	346	349	353	357	362
	人日分	5,800	5,923	6,278	6,835	6,331	6,707	6,783	6,878
療養介護	実人数	15	15	14	15	15	15	15	15
自立訓練 (機能訓練)	実人数	1	1	2	1	2	2	2	2
	人日分	1	30	53	38	61	76	76	76
自立訓練 (生活訓練)	実人数	4	2	3	3	3	4	5	6
	人日分	67	46	62	71	53	88	110	132
就労移行支援	実人数	15	18	16	9	12	14	17	18
	人日分	248	249	328	168	179	280	340	360
就労選択支援	実人数							0	1
就労継続支援 A型(雇成型)	実人数	96	94	98	108	114	121	128	135
	人日分	1,882	1,938	1,987	2,188	2,229	2,420	2,560	2,700
就労継続支援 B型(非雇成型)	実人数	281	302	327	355	383	410	440	470
	人日分	4,496	4,943	5,342	5,692	6,027	6,560	7,040	7,520
就労定着支援事業	実人数	3	5	5	5	5	6	6	6
短期入所 (福祉型)	実人数	28	5	40	33	18	37	37	37
	人日分	174	146	160	129	149	178	178	178
短期入所 (医療型)	実人数	6	1	1	11	7	8	8	8
	人日分	31	23	20	26	24	29	29	29

■見込みの考え方と確保策

生活介護、自立訓練、就労移行支援については、実績を踏まえて微増・横ばいで見込んでおり、今後もサービスの充実を図るとともに、提供体制を確保します。

就労継続支援A型・B型については、実績はともに増加傾向にあるため、今後も増加で見込んでいます。一般就労の促進においても、関係機関と連携し、障がいのある人の多様な雇用機会の拡充を図ります。

短期入所については、コロナ禍の影響で減少している年度もありましたが、横ばいで見込んでいます。緊急時の預かり先やレスパイトケアとして、身近なところでスムーズに利用できるよう、受け入れ体制の確保を図ります。

3. 居住系サービス

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。
共同生活援助	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助。
自立生活援助	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等。

■実績の推移と見込み(単位:実人数/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
施設入所支援	実人数	202	201	203	201	199	199	199	198
共同生活援助	実人数	71	76	109	113	123	128	133	138
自立生活援助	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0

■見込みの考え方と確保策

施設入所支援は、地域移行を進める観点から減少で見込んでいますが、自宅での生活やグループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、施設入所の利用が必要な障がい者が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員の確保に努めます。

共同生活援助は、実績から増加を見込んでいます。障がいのある人が地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後もニーズの把握に努め、必要なサービス量の確保に努めます。

4. 相談支援

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が、安心して地域生活を送れるように一人ひとりのニーズに応じたサービスが利用できるよう、ケア計画の策定を行うとともに、継続的に計画の見直し等を行う。
地域移行支援	障害者入所施設等に入所している人または精神科病院に入院している人が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保等、必要となる支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行う。

■実績の推移と見込み(単位:実人数/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	実人数	232	240	252	239	230	250	255	260
地域移行支援	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人数	13	13	15	8	6	7	7	7

■見込みの考え方と確保策

計画相談支援は、実績から増加、地域移行支援・地域定着支援はともに、実績から横ばいを見込んでいます。

計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた供給体制の充実が求められます。障がい者の個々の状況に応じた適切な相談支援を行えるよう、人材育成・体制の充実に努めるとともに、家族への支援も含め、関係機関との連携強化を図ります。

また、地域移行支援・地域定着支援については、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために必要な相談支援を受けることができるよう、体制の充実を図るとともに、グループホーム等の居住の場の確保や、地域生活への移行と定着を推進します。

5. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動など）に対して支援します。

(3) 相談支援事業

【障害者相談支援事業】

障がいのある人、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

基幹相談支援センターについては、今後も関係機関と協議、検討を重ねながら設置に向けて取り組みます。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・実件数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
相談支援事業	実人数	134	239	189	104	180	200	210	220
	実件数	536	972	675	483	442	490	514	539

■見込みの考え方と確保策

利用者は実績から増加を見込んでいます。

障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を促進するため、市長が行う成年後見制度利用の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成する。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	3	6	13	5	4	20	23	25

■ 見込みの考え方と確保策

利用者は増加を見込んでいます。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体による研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

(6) 意思疎通支援事業

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するサービス。(設置手話通訳者を市に配置する事業を含む。)

■ 実績の推移と見込み (単位：実人数・延回数/月)

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
設置通訳者	実人数	1	1	1	1	1	1	1	
要約筆記	延回数	2	1	1	1	1	2	2	
手話通訳	延回数	19	14	18	19	19	20	20	

■ 見込みの考え方と確保策

利用者は実績から横ばいを見込んでいます。

今後も聴覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービス及び事業の内容

在宅の重度心身障がい者（児）の方に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がい者の入浴、食事、移動等を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等、排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、段差の解消等、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

■実績の推移と見込み（単位：延件数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護・訓練支援用具	延件数	6	4	2	11	9	9	9	9
自立生活支援用具	延件数	14	18	8	12	6	15	15	15
在宅療養等支援用具	延件数	15	7	7	6	3	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	延件数	20	18	18	12	39	20	20	20
排せつ管理支援用具	延件数	2,464	2,462	2,398	2,970	3,262	3,300	3,400	3,500
居宅生活動作補助用具	延件数	4	2	3	2	4	3	3	3

■見込みの考え方と確保策

利用実績から増加、横ばいを見込んでいます。

今後も日常生活の便宜を図り、日常生活用具等の給付を推進します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

■サービス及び事業の内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する。 個別支援型：個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。

■実績の推移と見込み（単位：実人数・延時間／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援事業	実人数	70	70	69	65	73	75	77	79
	延時間	514	592	557	458	489	634	651	668

■見込みの考え方と確保策

コロナ禍の影響で令和3年度以降の利用実績はやや減少していましたが、コロナ禍以前の利用実績や今後の利用ニーズを踏まえて、増加を見込んでいます。

今後も屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出のために、ガイドヘルパーの派遣や車両での移送を行います。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行っています。本市では、地域活動支援センターを委託して2箇所設置しています。

(II) 訪問入浴サービス事業

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行う。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数・延回数／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問入浴 サービス事業	実人数	8	5	4	3	3	4	4	4
	延回数	37	34	30	21	17	34	34	34

■ 見込みの考え方と確保策

令和3年度以降は減少傾向にありますが、横ばいを見込んでいます。

今後も外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

第4章 障害児通所支援等の見込みと確保方策

1. 障害児通所支援等

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児等に、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児等に、授業終了後又は夏休み等の休業日中に、通所施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数・人日分／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	実人数	134	142	138	139	140	141	145	149
	人日分	1,025	1,070	1,035	1,209	1,061	1,226	1,261	1,296
放課後等 デイサービス	実人数	185	328	386	404	465	486	509	535
	人日分	1,769	2,465	3,174	3,420	3,798	4,114	4,309	4,529
保育所等 訪問支援	実人数	10	15	16	17	21	22	23	24
	人日分	10	16	16	19	22	25	26	27
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 見込みの考え方と確保策

障害児通所支援は、利用実績が増加しており、今後も引き続きニーズのあるサービスであるため、地域性、専門性を考慮したうえで、必要に応じて広域でも連携しながら、できる限り身近な地域で質の高いサービスを供給できるよう、事業所との連携を促進するとともに、利用者及び家族の状況等を勘案して必要な支給量を確保するように努めます。

また、児童発達支援においては、療育体制の充実・強化を図るために、児童発達支援センターの追加整備をします。

2. 相談支援

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に対して、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証を行う。

■ 実績の推移と見込み（単位：実人数／月）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	実人数	130	159	170	134	134	138	142	146

■ 見込みの考え方と確保策

今後も、障害児通所支援サービスの利用者の増加に伴い、増加傾向を想定し、サービス量を見込みます。

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

3. 医療的ケア児への支援の体制づくり

■ サービス及び事業の内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためのコーディネーターを配置する。
医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金	日常的に電源を要する人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児者が、災害による停電時においても安定的に電源を確保し、安心した避難を行うため、非常用電源装置等の購入に要する経費に対し補助金を交付する。

■実績の推移と見込み（単位：実人数／年）

サービス種別	単位	実績					見込み		
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
コーディネーターの配置人数	実人数	6	6	7	7	8	8	9	9
医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金	実人数						5	5	5

■見込みの考え方と確保策

医療的ケア児に対するコーディネーターを、現在相談支援事業所に配置していますが、今後は障がい福祉担当課又は保健センターにも配置することで、医療的ケア児支援のための協議の場を活用しながら、医療的ケア児等の育ちや暮らしの支援に向けて、多職種が協働できる体制づくりを推進します。

また、医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金を令和6年度より開始します。対象者へ制度の周知を行い、医療的ケア児者が安心して生活できる環境の確保に努めます。